

農林省官制改正ノ件外四件第一回審査委員會

昭和十六年一月九日(木曜日)本院事務所ニ於テ開
會

出席者

原 議長

鈴木 副議長

審査委員長

石塚 顧問官

審査委員

菅原 顧問官

潮 顧問官

深井 顧問官

二上 顧問官

三土 顧問官

闕席者

南 顧問官

國務大臣

石黒 農林大臣

小林 商工大臣

説明員

村瀬 法制局長官

森山 法制局参事官

入江 法制局参事官

井野 農林次官

梶原 農林書記官

小島 商工次官

椎名 商工省總務局長

堀 商工省振興部長

長谷川 物價局第一部長

山本商工書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午後一時四十分開會)

石塚委員長開會ヲ宣ス

石黒農林大臣及小林商工大臣ヨリ本案ノ大綱ニ付夫々説明アリ

菅原委員ヨリ農林商工兩省ヲ合併シテ産業省ヲ設クルコトニ付當局ノ所見ヲ訊シタルニ對シ農林商工兩大臣ヨリ兩省ノ所掌事務ハ既ニ極メテ多量ニシテ到底一大臣ニ之ガ圓滑ナル事務遂行ヲ期待シ得ザルノミナラズ兩省ノ事務ハ企業經營ノ點ヨリモ從事者ノ點ヨリモ著シク性質ヲ異ニスルモノアルヲ以テ現内閣ニ於テハ産業省ノ設置ヲ考慮スルコトナク只兩省ノ機構ヲ整理シ密接ナル連繫ヲ保タシムルニ止ムルヒ目ノ答辯アリ

潮委員ヨリ農林漁業團體調整ノ問題ニ付訊ス所

アリ

石黒農林大臣ヨリ我國ノ地方團體ハ其ノ成立當初産業
方面ヲ顧慮スルコトナカリシヲ以テ之ガ缺陷ヲ補ハシガ爲
先ヅ利害關係團體トシテ農會制度カ輸入セラレ專
ラ指導統制機關トシテ發達シタリシガ一方直接經濟
ノ衝ニ當ル事業團體トシテ組合制度漸次發展シ來
リ遂ニ各種團體錯綜ヲ極ムルニ至レリ茲ニ於テ第一
次近衛内閣ハ之ヲ整理統合セシガ爲農會ノ系統
ト産業組合ノ系統トヲ合一セシコトヲ企圖シタリシガ
現内閣ニ至ルヤ更ニ經濟新體制ヲ構成スル^{新ナル}目的ヨリ

速ニ右ノ企圖ヲ實現スベク目下農林省ヲ中心トシ企
畫院、商工省、大政翼賛會、民間團體等相寄り
成案作成ニ努メツツアル旨ノ答辯アリ

深井委員ハ食糧問題ハ國家經營ノ全般ニ付考慮
ヲ加フルコトナクシテ之ガ根本的解決ヲ圖リ得ザルベシト
シ政府ノ所見ヲ求メタルニ對シ石黒農林大臣ヨリ差當
リ今年ノ米穀不足ニ付テハ芋蕎麥等ヲ代用スルト共
ニ外米ノ輸入ヲ圖リ尚内外地ヲ通ジ食糧増産計畫ヲ
樹立實行セントスル旨ノ答辯アリ
菅原委員ヨリ米穀專賣ト目下政府ノ企圖ニツツア

ル米穀管理トノ差異ニ付質問アリ石黒農林大臣
ヨリ後者在リテハ米穀ノ所有權ハ依然トシテ農
家ニ存スル點及農家ノ自家保有米ハ之ヲ除ク點
ニ於テ異ナル旨ノ答辯アリ

石塚委員長ハ本日ハ之ニテ閉會スル旨ヲ宣ス

(午後五時閉會)

農林省官制改正ノ件外四件第二回審査委員會

昭和十六年一月十日(金曜日)本院事務所ニ於テ
開會

出席者

原 議 長

鈴木 副議長

審査委員長

石塚 顧問官

審査委員

菅原 顧問官

潮 顧問官

深井 顧問官

二上 顧問官

三土 顧問官

開席者

南 顧問官

國務大臣

石黒 農林大臣

小林 商工大臣

説明員

村瀬 法制局長官

森山 法制局参事官

入江 法制局参事官

井野 農林次官

梶原 農林書記官

小島 商工次官

椎名 商工省總務局長

堀 商工省振興部長

長谷川 物價局第一部長

山本商工書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午後一時三十分開會)

石塚委員長開會ヲ宣ス

二上委員ヨリ農林省官制第一條ノ規定ニ關シテ生産配給及消費ト書分ケタル理由、農林水産業専用物品

ニ關スル事務中生産事務ヲ除キ商工省ニ於テ所管ヲ放棄シタルニ農林省ニ於テハ資材部ナル臨時部局ニ於テ之ヲ掌ルモノトシタル理由、化學肥料ニ關スル事務中其ノ生産數量ニ關スル事務ハ農林省ニ、其ノ生産ニ關スル事務ハ商工省ニ之ヲ分ケタル理由及飲食料品中酒類ノ生産ニ關スル事務ノ分屬ニ付質問アリ石黒農林大臣及本林山法制局參事官ヨリ關係省ノ權限ヲ定ムルニ當リ高ノ觀念ハ不明確ヲ以テ問題ト爲ルニ由リ事務ノ分界ヲ明カナラシメンガ爲業態別ニ依ラズ物資別ヲ採リ其ノ動態ヲ生産配給消費ニ

分チタル旨、資材部ハ豫算ノ關係上臨時部局トセラレタルモ其ノ事務ハ農林省官制ニ恒久的ニ定メラレアル旨、化學肥料ノ生産數量ハ農業自體ニ其ノ生産ハ他ノ化學工業ニ密接ナル關係アルニ由リ之等ノ事務ヲ夫々ノ省ニ分割シタル旨、酒類ノ生産ニ關スル事務ハ一般的ニ農林省ニ、税ノ見地ヨリ生産事キモ行政慣例トシテ大藏省ニ屬シ權限ノ分界明確ナラザルコトアルトキハ各省官制通則ノ規定ニ從ヒ閣議ニ於テ其ノ所管ヲ決スベキ旨ノ答辯アリ同委員

ハ尚農林省資材部臨時設置制第一條ノ規定ニ關シテ物資ノ配給及消費ニ限リ其ノ使用ヲ除キタル理由ヲ訊シタルニ對シ森林山法制局參事官ヨリ使用ハ消費ニ含マルルモノト解スベク又配給ニ當リ使用ニ條件ヲ附スルコトモ可能ナル旨ノ答辯アリ

三土委員ヨリ食糧管理局ヲ外局トスル理由ニ付質問アリ森林山法制局參事官ヨリ一般的ニ部局ヲ外局トスルニ付テハ凡ソ左ノ三箇ノ標準アリ

- 一 現業官廳ナルコト (例、電氣廳)
- 二 一聯ノ事務處大ナルコト (例、保險院)

三所管長官以外ノ長官ヨリ指揮監督(區處)ヲ受ク
ルノ要アルコト(例、馬政局、燃料局)

食糧管理局ヲ外局トスルハ以上ノ中一及二ノ標準ナニ
該當スルニ因ル外事實上ノ問題トシテ同局ニハ長官
ノ下ニ二人ノ勅任官ヲ置クニ各省官制通則ハ局ハ之
ヲ課ニ分チ而シテ課長ハ一般ニ奏任官ガ之ニ任ズル
モノト豫想セラルルニ依リ右勅任官ヲ部長ト稱スル
ノ必要モアリ之ヲ外局トスルモノナル旨ノ答辯アリ
同委員ハ尚食糧管理局ヲ設置シ主要食糧農
産物ノ買入及賣渡ヲ爲スニ伴ヒ米穀市場ノ開設

ノ外政府ノ委託ニ依ル米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ主タル
事業トスル日本米穀株式會社ハ寧ろ之ヲ廢止スル
ヲ可トスル旨ヲ述ベ當局ノ所見ヲ求メタルニ對シ石
黒農林大臣ヨリ同會社ハ米穀事情ノ急變ニ依リ
當初政府ノ豫期シタル市場的施設トシテノ機能ヲ
發揮スルニ至ラズ現在僅ニ臺灣米、外米ノ處理ヲ爲
スニ止マルヲ以テ其ノ將來ニ付テハ考慮ヲ要スベキ旨ノ答
辯アリ

菅原委員ヨリ農林省官制第一條ノ規定ニ關シ農山
漁家ノ意義及畜産ニ對スル當局ノ見解ヲ問ヒタルニ

對シ石黒農林大臣及森山法制局參事官ヨリ農山漁
家ハ農山漁業者ノ意義ナルモ經濟力弱ク企業形
態ノ不明確ナルモノニ對スル行政ヲ明示センガ爲^特ニ此ノ
語ヲ用ヒタル旨、畜産ニ付テハ地力維持ノ爲有畜農業
ニ重點ヲ置キ之ガ爲農林省ノ機構ニモ整備ヲ加ヘタ
ル旨ノ答辯アリ同委員ハ尙物價問題ニ對スル根本
方針ヲ問ヒタルニ對シ小林商工大臣ヨリ物價ヲ定ムル
要素ハ鐵、石炭、電力ノ三者ニシテ此等ノ特定量ノ
増産ヲ實現シ始メテ物價ノ恒久的公定ヲ果シ得ベ
ク夫レ迄ハ其ノ際ノ事情ニ應ジ適正價格ヲ定ムル外

ナキ旨ノ答辯アリ

石塚委員ハ米穀管理特別會計ノ現況ヲ問ヒ石黒
農林大臣ヨリ現在ノ限度ハ億五千萬圓ナルモ米穀
取扱數量ノ増加ニ伴ヒ將來之ガ増加ヲ要スベキ旨ノ
答辯アリ

右終テ石塚委員長ハ質問終了ト認メ國務大臣
及説明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り各員ヨリ意見ノ開陳
アリ結局本案ノ諸件ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキ旨

全會一致ヲ以テ議決シ審査報告ノ作成ハ委員長
ニ一任スルコトニ決ス

仍テ石塚委員長ハ閉會ヲ宣ス

(午後四時四十分閉會)

小學校令改正ノ件外十件第一回審査委員會

昭和十六年一月二十四日(金曜日)本院事務所ニ於
テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

石塚顧問官